答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年11月25日付けで、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「労働委員会委員の選任方法・選任基準に関する文書。労働省54号通牒(昭和24年7月29日)の扱いや適用に関する文書」の開示請求を行い、同月28日付けで、請求内容の補正として「1労働委員会労働者委員について、推薦から任命までの間の、行政内部での選考手続き、選考方法や選考内容等、選考の経過等を記録する文書(推薦書類・任命書類自体は不要)。以前の選考方法と変更がないのであれば、直近の任命に関するもの。2上記文書外で、54号通牒の扱いや適用について、行政内部で検討したことを記録する文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、異議申立人の請求する公文書は作成していないため保有していないことを理由に公文書非開示決定を行い、平成20年12月4日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、上記2の処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第 160号。以下「行審法」という。)第6条の規定により、平成21年1月14日付 けで、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て①」という。)を行った。
- 4 実施機関は、本件異議申立て①を受けて、上記2の処分を変更して、「①第42期 岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続きについての起案文書、②第42期岡山県労 働委員会委員候補者の推薦に係る文書、③第42期岡山県労働委員会委員候補者名簿 (受付順)、④第42期岡山県労働委員会委員の任命依頼についての起案文書」を特 定した上で、条例第7条第2号に該当する情報が含まれていることを理由として、こ れらの情報が記載された部分を除いて開示する公文書一部開示決定(以下「本件処分」 という。)を行い、平成21年2月6日付けで異議申立人に通知した。
- 5 異議申立人は、本件処分を不服として、行審法第6条の規定により、平成21年3月2日付けで、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て②」という。また、本件異議申立て①と本件異議申立て②を併せて「本件異議申立て」という。)を

行った。

6 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年7月24日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問(以下「本件諮問」という。)した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立て①の趣旨は、非開示とした文書を開示するとの決定を求めるものであり、また、本件異議申立て②の趣旨は、非開示とされた部分の文書を開示するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のと おりである。

なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述の希望はなかった。

(1) 本件異議申立て①

実施機関の決定は、開示請求した文書について、「作成・保有」しておらず、不存在であると主張しているが、以下の理由から違法である。

- ア 本件開示請求の対象となった労働委員会委員の任命は、労組法・同施行令によって、手続・要件が詳細に定められている。また、議会の同意の要件もある。そのため、行政内部で、任命候補者の確定作業は、必ず文書によって行わなければならない。そのため、これらの記録に関連する文書が存在することは明らかである。
- イ 実施機関の決定は、請求の「公文書」は存在しないとする。この「公文書」を どのような意味で用いているかは不明である。しかし、情報公開法における行政 文書の定義と同様、条例では、「『公文書』とは、実施機関が職務上作成し、又は 取得した文書、図書及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が 組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」(第2条 第2項)と定義している。したがって、担当部内において、職務上作成された文 書として存在するものは、基本的には「公文書」に該当するものである。その意 味で、関連する「公文書」が一切存在しないとすることは、合理的な根拠を欠く ものである。

(2) 本件異議申立て②

実施機関は、平成21年2月6日付けの「公文書一部開示決定通知」(労第626号)とする文書において、「第42期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続についての起案文書」等4件の文書の開示決定を行った。

しかし、この写しの中に、「選任基準 (方針)」に関する文書が含まれていない。 この内容の文書が存在することは、岡山県が他に情報提供している資料から確認で きたのであるが、本件開示請求の対象となることは明らかである。 したがって、本件処分においては、開示されていない文書・情報があり、違法な 処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 非開示決定及び一部開示決定をした理由

都道府県労働委員会の労働者委員は、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12の規定に基づき、労働組合から推薦のあった労働者委員候補者の中から、知事が任命することとしている。

労働委員会労働者委員の選任に関する文書の開示請求がなされたが、その時開示を請求されていた文書は、労働省54号通牒の扱いや適用に関するものを含めて労働者委員の選任基準又は選任方法を示す文書と解釈し、労働者委員の選任に関し、選任基準を示す文書はないこと、また、選任方法を示す文書は作成していないことから、異議申立人の請求する公文書を保有していないため、公文書非開示決定を行った。

異議申立人は、これを不服として、異議申立てを行ったため、申立ての趣旨を確認し、本件開示請求に係る公文書として、前記第2の4の①から④までの文書を特定した上で、当初処分を変更し、個人情報部分を除き任命に関する起案文書等の一部開示決定を行い、異議申立人に通知し、写しの交付を行った。

しかし、異議申立人は、交付された写しの中に「選任基準 (方針)」に関する文書が含まれておらず、この文書が存在することは、本県が他に情報提供した資料から確認できており、この文書が公開されていないので、当該一部開示決定は違法な処分であるとして異議を申し立てたが、異議申立人が請求する文書については、開示した上記①から④までの文書以外は作成していないため、保有していない。

なお、本県では新おかやまウィズプランで、平成22年度までに「県の審議会等委員の女性比率:40%」を数値目標としており、これを他都道府県からの照会時に選任基準として回答している場合があったので、異議申立人に対し情報提供として資料を送付しているが、同プランは県全体としての指針、目標であり、労働委員会委員の選任における基準としているものではない。

2 異議申立人が主張する異議申立ての趣旨及び理由に対する意見 労働委員会委員の選任は、知事が総合的な観点から判断し決定している。

異議申立人は、岡山県労働委員会労働者委員の選任に関する文書の開示を求めて、 公文書開示請求を行ったが、既に開示した文書以外には異議申立人の請求する公文書 は存在せず、異議申立人は、「選任基準 (方針)」の文書が存在することが、岡山県が 他に情報提供した資料から確認できたと主張するが、この資料について明らかにされ ないため、何を根拠に文書が存在すると申し立てているのか不明である。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立ての趣旨について

異議申立人は、本件異議申立て①において、前記第2の2の処分により非開示とした文書を開示するとの決定を求めるとした上で、担当部内において、職務上作成された文書として存在するものは、基本的には「公文書」に該当するものであり、関連する「公文書」が一切存在しないとすることは、合理的な根拠を欠くものであると主張している。また、本件処分により前記第2の4の①から④までの文書に係る開示を受けた後の本件異議申立て②において、本件処分により非開示とされた部分の文書を開示するとの決定を求めるとした上で、同処分により開示されたものの中に、「選任基準(方針)」に関する文書が含まれていないが、この内容の文書が存在することは、岡山県が他に情報提供している資料から確認できており、本件開示請求の対象となることは明らかであるので、本件処分においては、開示されていない文書・情報があり、違法な処分であると主張している。

以上のことから、本件諮問に係る本件異議申立ての趣旨は、本件処分により開示された文書の外に、労働委員会委員の選任基準(方針)に関する文書等が存在するにもかかわらず開示されていないため、その開示を求めているものであると認められる。

2 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、次の文書(ただし、前記第2の4の①から④までの文書を除く。)である。

労働委員会委員の選任方法・選任基準に関する文書

労働省54号通牒(昭和24年7月29日)の扱いや適用に関する文書

- 1 労働委員会労働者委員について、推薦から任命までの間の、行政内部での選考 手続き、選考方法や選考内容等、選考の経過等を記録する文書(推薦書類・任命 書類自体は不要)。以前の選考方法と変更がないのであれば、直近の任命に関す るもの
- 2 上記文書外で、54号通牒の扱いや適用について、行政内部で検討したことを 記録する文書

3 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、本件処分により非開示とされた部分の文書を開示するとの決定を求めており、また、実施機関は、異議申立人が請求する文書については、開示した前記第2の4の①から④までの文書以外は作成していないため保有していないと主張しているので、本件対象公文書の存否について以下検討する。

(1)選任基準(方針)に関する文書について

異議申立人は、「選任基準(方針)」に関する文書が存在することは、岡山県が他に情報提供している資料から確認できており、本件開示請求の対象となることは明らかであると主張する。

- 一方、実施機関は、下記ア及びイのとおり主張する。
- ア 労働委員会委員の選任は、知事が総合的な観点から判断して決定しており、既 に開示した文書以外には異議申立人が請求する文書は作成していないため保有し ていない。異議申立人は申立ての理由として、「選任基準(方針)」の文書が存在

することが、岡山県が他に情報提供した資料から確認できたとしているが、当該 資料について明らかにされないため、何を根拠に文書が存在すると申し立ててい るのか不明である。

イ 本県では、新おかやまウィズプランで、平成22年度までに「県の審議会等委員の女性比率:40%」を数値目標としており、これを他都道府県からの照会時に選任基準として回答している場合があったが、同プランは県全体としての指針、目標であり、労働委員会委員の選任における基準としているものではない。

選任基準(方針)に関する文書の存否について検討すると、実施機関は、労働委員会委員の選任について知事が総合的な観点から判断して決定していると説明していること、また、労働省第54号通牒に労働委員会委員の任命手続及び留意事項が記されていることからすれば、実施機関が同委員会委員の選任に係る基準(方針)に関する文書を作成し保有していると推測すべき特段の事情は認められない。他方、異議申立人は、当該文書が存在することは、岡山県が他に情報提供している資料から確認できたとしているものの、それ以上に同文書の存在を推知せしめるような具体的な主張は行っていない。

なお、実施機関は新おかやまウィズプランの「県の審議会等委員の女性比率」に係る数値目標について言及しているが、同プランにおいて、当該数値目標は、行政分野における女性の参画促進に係る施策を推進する上で、県の審議会等全体での目標値として設定されているものであり、また、詳細を確認したところ、労働委員会等の行政委員会の委員については、当該数値目標の対象として取り扱われてはいないことから、同プランの当該数値目標に係る部分は、労働委員会委員の選任に係る基準(方針)に関する文書であるとは言えず、本件対象公文書として特定すべきものとは認められない。

以上のことから、選任基準(方針)に関する文書について、作成していないため 保有していないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。

(2) 労働省54号通牒の扱いや適用に関する文書等について

本件開示請求において、異議申立人は、上記(1)のほか「労働省54号通牒の扱いや適用に関する文書」の開示を求めていることから、これについて検討する。

労働省54号通牒は、労働省労働次官が各都道府県知事に対して、地方労働委員会の委員の任命についての留意点等を通知したものであるが、これを受けて、岡山県において、その取扱いや適用に関する文書を作成し保有していると推測すべき特段の事情も認められず、また、異議申立人からも当該文書の存在を推知せしめるような具体的な主張はなされていない。

さらに、この他に本件対象公文書として特定すべき文書を実施機関が保有していると推測すべき特段の事情も認められない。

以上のことから、労働省54号通牒の扱いや適用に関する文書等について、作成 していないため保有していないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認めら れない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件開示請求について前記第2の4の①から④までの文書を特定した上で一部開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成21年 7 月27日	実施機関から諮問を受けた。	
平成21年 9 月10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。	
平成22年2月4日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。	
平成22年 3 月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。	
平成22年 5 月28日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。	
平成22年 6 月25日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。	
平成22年 7 月29日	実施機関に対し答申を行った。	

岡山県行政情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職名	備考
会 長中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤田奈美	弁護士	
進藤貴子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会専務理事	